

高齢者の 各種制度

市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上の方を対象としていますが、65歳未満の方でも利用できる制度もあります。

詳しくは、介護福祉課（市役所第二庁舎2階）ほかで配布している「高齢者福祉のしおり」、「あなたと歩む介護保険」をご確認ください。各問合先の電話番号は、8面をご覧ください。



相談・生活支援

やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援）

支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行います。

軽度の認知症状が見られるおむね65歳以上の方、ひとり暮らしで物忘れがあり不安のある方、その他援助についてのご相談のある方

権利擁護センター

高齢者や障がいのある方が、地域で安心した生活をしていくために、消費者被害や成年後見制度利用、法律問題などの相談を受け付けています。また、認知症の高齢者や精神に障がいのある方などの日常生活を援助するため、有料で福祉サービスの利用支援や金銭管理、書類預かりなどを行っています。

高齢者地域福祉ネットワーク（民生委員による地域の見守り）

高齢者の方が、安心して住み慣れた地域で暮らしていくため、必要に応じて、民生委員が近隣の方と協力し、見守り・支援の体制をつくり、地域の相談役として、住民と行政の橋渡しをし

しています。

75歳以上のひとり暮らしの方、日中ひとりの方、高齢者のみの世帯の方、65歳以上の寝たきりの高齢者がいる世帯の方

各市区担当の民生委員、介護福祉課包括支援係

徘徊高齢者

家族支援サービス

徘徊のある高齢者が発信器を携帯し、居場所が不明であるときに、介護者が委託事業者が高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。

発信器利用の申込金およびリース料金の一部を助成します。

助成基準額の10%（市民税非課税世帯は3%）

介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

介護職員初任者研修受講費用の助成

介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成します。

申込期限 次のいずれかに該当する方▽市内在住で、研修修了後6か月以内に市内の介護保険事業者に就労し、3か月以上継続して勤務している方▽就労開始後6か月以内▽市内の介護保険事業者に3か月以上継続して勤務している介護

職員で、研修修了後も継続して勤務する方（市外在住の方も可）▽研修修了後6か月以内

助成内容 受講料等の2分の1（上限3万円。100円未満切り捨て）

申請書配布場所 介護福祉課（市役所第二庁舎2階）、市ホームページ

他▽1人1回まで▽他の給付制度との併用はできません

高齢者特別生活援助

衣類の入れ替え、大掃除、大型家具の移動、照明器具の交換等を援助します。年2回利用できる、1回2時間を限度に作業員2人を派遣し、援助します。

市内在住で次の要件をすべて満たす方▽市民税非課税世帯▽日常生活援助が必要な虚弱な方または要支援・要介護と認定された方

1割負担

介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

自立支援・日常生活用具の給付

①腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ（基準額は年10万円まで）②シールカー（基準額1万5千円）、一本つえ（基準額4千300円）を給付します。

要介護認定で①は「非該当」、②は「要支援または要介護」と認定された高齢者で、用具の給付が必要と

認められる虚弱な方

助成基準額の10%（市民税非課税世帯は3%）。助成限度額を超える部分は、利用者負担となります

介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

特別短期生活介護（緊急ショートステイ）

介護が必要にもかかわらず、介護者の急病、事故、災害、葬儀、その他の緊急を要する理由で介護ができないときに、一時的に施設で介護します。（原則、1回7日以内）

1日1000円（食費、管理費等は別途必要）

介護福祉課高齢福祉係

自立支援 住宅改修の助成

①住宅改修予防給付手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等

②住宅設備改修給付浴槽、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化等

要介護認定で①は「非該当」、②は「非該当、要支援または要介護」と認定された高齢者で、身体的理由で住宅改修が必要と認められる虚弱な方

助成限度額の10%または20%（市民税非課税世帯は3%）※10月1日申請分から、助成限度額の10%、20%、30%となります▽助成限度額（①1家屋20万円②1家屋37万9千円）を超

える部分は、利用者負担となります

介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

寝具乾燥

寝具乾燥機（敷き布団2枚、掛け布団1枚、毛布1枚）を、月1回無料で利用します。

ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯のうち、心身の障がい、傷病などの理由で寝具類等の衛生管理が困難な方またはこれに準ずる方

介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

車いすの貸し出し

市内在住で次の要件をすべて満たす方（詳細はお問い合わせください）▽要介護認定で要介護1以下の方▽他の制度で車いすの利用ができない方

貸出期間 1回につき1か月以内、年度内3回まで（継続利用はできません）

1回700円

介護福祉課協議会

おむつサービス

業者を通じて、紙おむつや尿取りパット（月8千円以内）を無料で配付します。

要介護認定で要介護4または5と認定された失禁状態にある在宅の高齢者（市民税非課税世帯）を介護する家族の方

介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター